

水道の漏水事故等に伴う下水道使用水量の認定基準

平成29年4月

伊那市水道部

水道の漏水事故等における使用水量の認定基準に基づく認定水量をもって、下水道使用料を認定する。ただし、明らかに下水道に排除されなかった水量は、前記認定水量から減じることができる。

- (1) 上下水道料金等減免申請書（下水道使用料等減免申請書）の提出をもって行う。ただし、指定工事店からの漏水修理認定伝票、（使用者の押印及び漏水状況等の写真添付が必要）の提出をもって、当該申請と見なす。

審査のうえ減免の処分を決定し、申請者に通知する。

- (2) この基準は、平成29年4月の検針分より適用するものとする。

【根拠条例】

伊那市下水道条例（平成18年3月31日条例第155号）

（使用料等の減免）

第44条 管理者は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、使用料又は手数料を減額し、又は免除することができる。

伊那市農業集落排水施設の設置に関する条例（平成18年3月31日条例第158号）

（使用料）

第14条 管理者は、農業集落排水施設の利用者から使用料を徴収する。

2 略

3 略

4 略

5 管理者は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

6 前各号に定めるもののほか、使用料に関し必要な事項は、下水道条例の関係規定の例による。